



# 三重県公報

令和4年8月16日（火）

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
52	準職員退職手当支給規則を廃止する規則	(人事課)	2
53	警察職員の退職手当の控除額に関する規則を廃止する規則	(同)	2
<b>人事委規則</b>			
	三重県人事委員会規則6-7（職員の再任用に関する規則）を廃止する規則	(人事委員会)	2
	三重県人事委員会規則6-9（定年退職者等の暫定再任用に関する規則）	(同)	2
	三重県人事委員会規則7-80（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）	(同)	3
	三重県人事委員会規則7-81（給与条例附則第26項、第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則）	(同)	43
	三重県人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）	(同)	49
	三重県人事委員会規則12-16（職員の高齢者部分休業に関する規則）	(同)	63
<b>人事委・教育委規則</b>			
5	公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則	(人事委員会・教育委員会)	63
6	給与条例附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料に関する規則	(同)	90
<b>企業庁管理規程</b>			
2	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	96
3	三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(同)	99
<b>病院事業庁管理規程</b>			
6	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	101
7	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(同)	106

規 則

准職員退職手当支給規則を廃止する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十二号

准職員退職手当支給規則を廃止する規則

准職員退職手当支給規則（昭和二十九年三重県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の退職手当の控除額に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十三号

警察職員の退職手当の控除額に関する規則を廃止する規則

警察職員の退職手当の控除額に関する規則（昭和三十六年三重県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六十七（職員の再任用に関する規則）を廃止する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則六十七（職員の再任用に関する規則）を廃止する規則

三重県人事委員会規則六十七（職員の再任用に関する規則）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の三重県人事委員会規則六十七（職員の再任用に関する規則）第四条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

三重県人事委員会は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則六十九（定年退職者等の暫定再任用に関する規則）をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

定年退職者等の暫定再任用に関する規則

（総則）

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号。以下「令和四年改正定年条例」という。）附則第五項、第六項、第十項、第十一项、第十三項、第十四項、第十六項又は第十七項に規定する者（第二条及び第四条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和四年改正定年条例附則第五項、第六項、第十項、第十一项、第十三項、第十四項、第十六項又は第十七項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（暫定再任用の原則）

第二条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下

「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則、法第十五条に定める任用の根本基準及び法第二十三条の人事評価の根本基準に違反してはならない。

- 2 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第三条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たつては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- 三 暫定再任用をされた場合の給与
- 四 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第四条 令和四年改正定年条例附則第五項、第六項、第十項、第十一项、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(人事異動通知書の交付)

第五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 暫定再任用を行う場合
- 二 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
- 三 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

(報告)

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- 一 前年度における暫定再任用の状況
- 二 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第三条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第二十九号)等の施行に伴い、三重県人事委員会規則七十八〇(職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則)をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十八〇(職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則)(三重県職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県人事委員会規則七十一(三重県職員退職手当支給条例施行規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第三条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第三条の二 十一年未満の期間勤務した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年</p>	<p>第三条 (略)</p>

三重県条例第十九号) 第三条第二項に規定する職員を除く。) に対しては、条例第三条第二項の規定は、適用しない。

(基礎在職期間)

第四条 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 (略)

二 条例附則第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間

三 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

四 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間

六 条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

七 (略)

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業)

第十二条の四 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当の支給を受けたもの

三 (略)

附 則

1・2 (略)

3 条例附則第十一項ただし書に規定する人事委員会

(基礎在職期間)

第四条 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 (略)

二 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間

三 条例附則第二十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

四 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第二十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間

六 条例附則第二十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

七 (略)

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業)

第十二条の四 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)の支給を受けたもの

三 (略)

附 則

1・2 (略)

3 条例附則第三十一項ただし書に規定する人事委員会

で定める額は、第九条に規定する給料の月額とする。

4 (略)  
別表 (第七条関係)

イ (略)

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員  
の区分についての表

(略)	(略)
第二号区分	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるものの</p> <p>三 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(他の条例及び規則において引用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(他の条例及び規則において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたものの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>
第三号区分	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関</p>

で定める額は、第九条に規定する給料の月額とする。

4 (略)  
別表 (第七条関係)

イ (略)

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員  
の区分についての表

(略)	(略)
第二号区分	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるものの</p> <p>三 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(他の条例及び規則において引用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(他の条例及び規則において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>
第三号区分	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関</p>

	<p>する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>		<p>する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>
<p>第四号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例の第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例の第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>	<p>第四号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例の第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員の給与に関する条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例の第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務一時間当たりの給与等の額の算出)</p> <p>第十五条の二 条例第二十五条の人事委員会規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算)</p>	<p>(勤務一時間当たりの給与等の額の算出)</p> <p>第十五条の二 条例第二十五条の人事委員会規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</u>で<u>法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算)</p>
<p>第十七条 次各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 条例第八条の二</p> <p>一 <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第十八条の規定により読み替えられた<u>条例第八条第三項、育児休業条例第二十条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条第三項若しくは第四項又は育児休業条例第二十一条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条第二項若しくは第三項</u></p> <p>二 <u>任期付短時間勤務職員</u> <u>育児休業条例第二十四条の規定により読み替えられた条例第八条第三項</u></p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p>	<p>第十七条 次各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 <u>再任用短時間勤務職員</u> 条例第八条の二<u>第二項</u></p> <p>一 <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第十八条の規定により読み替えられた<u>条例第八条第四項若しくは第八条の二第一項、育児休業条例第二十条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条第三項若しくは第四項又は育児休業条例第二十一条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条第二項若しくは第三項</u></p> <p>二 <u>任期付短時間勤務職員</u> <u>育児休業条例第二十四条の規定により読み替えられた条例第八条第四項</u></p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p>
<p>7 <u>育児休業条例附則第十項の規定により読み替えられた条例附則第二十四項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等</u>について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</p>	<p>7 <u>育児休業条例附則第十項の規定により読み替えられた条例附則第二十四項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等</u>について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</p>

8) 条例附則第二十四項又は第二十五項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 三重県人事委員会規則七十四(職員の特殊勤務手当に関する規則)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当の支給)	(手当の支給)
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)	3 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)
第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條第一項の規定により採用された職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。	第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものに対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條第一項の規定により採用された職員に対する月額手当の額はその額に勤務時間条例第三條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
4・5 (略)	4・5 (略)
附 則	附 則
1~14 (略)	1~14 (略)
(給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額)	(給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員に関する別表第二及び別表第三の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。
15) 給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員に関する別表第二及び別表第三の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。	

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第四条 三重県人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、前三項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を待て、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十四条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第八)に定める降格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</p> <p>(特定の職員に対する特例)</p> <p>第四十三条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の職を占める職員を降格させた場合におけるその者の降格した日以後の号給は、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p>	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十四条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(特定の職員に対する特例)</p> <p>第四十三条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

別表第七くの表中「昇格後の号俸」を「昇格後の号給」に改め、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八 降格時号給対応表(第二十四条関係)

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35

14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	
36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	81	53	53	45	45	85	61	45	
38	82	54	54	46	46	85	61	45	
39	83	55	55	47	47	85	61	45	
40	84	56	56	48	48	85	61	45	
41	86	58	57	49	50	85	61	45	
42	88	60	58	50	52	85	61		
43	90	62	59	51	54	85	61		
44	92	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			

59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							

104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32

21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		

66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					

111	125	145	141				
112	125	145	141				
113	125	145	141				
114	125	145	141				
115	125	145	141				
116	125	145	141				
117	125	145	141				
118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				
121	125	145	141				
122	125	145	141				
123	125	145	141				
124	125	145	141				
125	125	145	141				
126	125	145					
127	125	145					
128	125	145					
129	125	145					
130	125	145					
131	125	145					
132	125	145					
133	125	145					
134	125	145					
135	125	145					
136	125	145					
137	125	145					
138	125	145					
139	125	145					
140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	26
6	30	38	22	28
7	31	39	23	30

8	32	40	24	32
9	33	41	25	33
10	34	42	26	34
11	35	43	27	35
12	36	44	28	36
13	37	45	29	37
14	38	46	30	38
15	39	47	31	39
16	40	48	32	40
17	41	50	33	42
18	42	52	34	44
19	43	54	35	46
20	44	56	36	48
21	46	58	38	49
22	48	60	40	50
23	50	62	42	51
24	52	64	44	52
25	53	66	46	54
26	54	68	48	56
27	55	70	50	58
28	56	72	52	60
29	59	74	53	62
30	62	76	54	64
31	65	78	55	66
32	68	80	56	68
33	69	83	58	69
34	70	86	60	69
35	71	89	62	69
36	72	92	64	69
37	74	95	67	69
38	76	98	70	69
39	78	101	74	69
40	80	106	78	69
41	82	111	82	69
42	84	116	86	69
43	86	121	89	69
44	88	121	89	69
45	89	121	89	69
46	90	121	89	69
47	91	121	89	69
48	92	121	89	69
49	93	121	89	69
50	94	121	89	69
51	95	121	89	69
52	96	121	89	69



53	97	121	89	69
54	98	121	89	69
55	99	121	89	69
56	100	121	89	69
57	102	121	89	69
58	104	121	89	
59	106	121	89	
60	108	121	89	
61	112	121	89	
62	116	121	89	
63	120	121	89	
64	121	121	89	
65	121	121	89	
66	121	121	89	
67	121	121	89	
68	121	121	89	
69	121	121	89	
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			

98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ニ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42

19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89

64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ホ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	33	17	17
2	22	18	34	18	18
3	23	19	35	19	19
4	24	20	36	20	20
5	25	21	37	21	21
6	26	22	38	22	22
7	27	23	39	23	23
8	28	24	40	24	24

9	29	25	41	25	25
10	30	26	42	26	26
11	31	27	43	27	27
12	32	28	44	28	28
13	33	29	45	29	29
14	34	30	46	30	30
15	35	31	47	31	31
16	36	32	48	32	32
17	37	33	49	33	33
18	38	34	50	34	34
19	39	35	51	35	35
20	40	36	52	36	36
21	41	37	54	37	38
22	42	38	56	38	40
23	43	39	58	39	42
24	44	40	60	40	44
25	45	41	61	41	50
26	46	42	62	42	56
27	47	43	63	43	62
28	48	44	64	44	65
29	50	45	66	45	65
30	52	46	68	46	65
31	54	47	70	47	65
32	56	48	72	48	65
33	57	49	76	50	65
34	58	50	80	52	65
35	59	51	84	54	65
36	60	52	88	56	65
37	62	53	94	59	65
38	64	54	101	62	65
39	66	55	108	65	65
40	68	56	113	69	65
41	70	57	113	73	65
42	72	58	113	77	65
43	74	59	113	81	65
44	76	60	113	85	65
45	78	61	113	85	65
46	80	62	113	85	65
47	82	63	113	85	65
48	84	64	113	85	65
49	85	65	113	85	65
50	85	66	113	85	65
51	85	67	113	85	65
52	85	68	113	85	65
53	85	70	113	85	65

54	85	72	113	85	
55	85	74	113	85	
56	85	76	113	85	
57	85	78	113	85	
58	85	80	113	85	
59	85	82	113	85	
60	85	84	113	85	
61	85	91	113	85	
62	85	98	113	85	
63	85	105	113	85	
64	85	105	113	85	
65	85	105	113	85	
66	85	105	113		
67	85	105	113		
68	85	105	113		
69	85	105	113		
70	85	105	113		
71	85	105	113		
72	85	105	113		
73	85	105	113		
74	85	105	113		
75	85	105	113		
76	85	105	113		
77	85	105	113		
78	85	105	113		
79	85	105	113		
80	85	105	113		
81	85	105	113		
82	85	105	113		
83	85	105	113		
84	85	105	113		
85	85	105	113		
86	85	105			
87	85	105			
88	85	105			
89	85	105			
90	85	105			
91	85	105			
92	85	105			
93	85	105			
94	85	105			
95	85	105			
96	85	105			
97	85	105			
98	85	105			

99	85	105			
100	85	105			
101	85	105			
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

へ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47

28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	



73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	101	101	89	113	
78	102	102	90	113	
79	103	103	91	113	
80	104	104	92	113	
81	108	107	93	113	
82	112	110	94	113	
83	116	113	95	113	
84	120	116	96	113	
85	124	120	98	113	
86	128	124	100	113	
87	132	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			

118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第五条 三重県人事委員会規則七十八(職員の通勤手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)	(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)
第七条の二 条例第十三条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十八条若しくは第二十四条又は職員の高齢者部分休業	第七条の二 条例第十三条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十八条又は第二十四条の規定により読み替えて適用す

<p>に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月 当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同 号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とす る。</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号 のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事 由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期 間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期 間に係る最初の月の初日において明らかである場合 には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（そ の日が月の初日である場合にあつては、その日の属す る月の前月）までの期間について、同項の規定にか かわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めるこ とができる。</p> <p>1 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他 の離職をすること。</p> <p>二五（略）</p>	<p>る場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、 平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない 職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百 分の五十とする。</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号 のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事 由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期 間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期 間に係る最初の月の初日において明らかである場合 には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（そ の日が月の初日である場合にあつては、その日の属す る月の前月）までの期間について、同項の規定にか かわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めるこ とができる。</p> <p>1 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他 の離職をすること。</p> <p>二五（略）</p>
---	---

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第六条 三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手当の額）</p> <p>第三条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地 方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下 「法」という。）<u>第二十二</u>条の四第一項又は第二十二 条の五第一項若しくは第二項の規定により採用され た職員（次項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> という。）以外の職員に支給する手当の月額、当該 職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属す る職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定によ る区分（次項において「職の区分」という。）に応じ、 別表第二の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休 業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第 一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び 同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職 員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関す る条例（平成七年三重県条例第一号。以下この項及び 次項において「勤務時間条例」という。）第三条第二 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条 第一項に規定する勤務時間で除して得た数、同法第 十八条第一項の規定により採用された職員にあつて はその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により 定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定す る勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額 とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端 数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>（手当の額）</p> <p>第三条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地 方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下 「法」という。）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条 の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二 項の規定により採用された職員（次項において「<u>再任 用職員</u>」という。）以外の職員に支給する手当の月額 は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員 の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規 定による区分（次項において「職の区分」という。） に応じ、別表第二の手当額欄に定める額（地方公務員 の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号） 第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている 職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をし ている職員（次項において「<u>育児短時間勤務職員等</u>」 という。）にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇 等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下こ の項及び次項において「勤務時間条例」という。）第 三条第二項の規定により定められたその者の勤務時 間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 （次項において「<u>算出率</u>」という。）を、同法第十八 条第一項の規定により採用された職員にあつてはそ の額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定め られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤 務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、</p>

<p>2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の月額、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の手当額欄に定める額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する手当の月額、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の手当額欄に定める額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>
<p>附 則 1 ～ 4 (略)</p>	<p>附 則 1 ～ 4 (略)</p>
<p>(条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>5 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中の「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</p>	

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第七条 三重県人事委員会規則七一一五（農林漁業普及指導手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給要件)</p> <p>第三条 農林漁業普及指導手当は、前条各号に掲げる職員であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外の者に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。この号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員に対する前号の規定の適用については、同号中「休日等を除いた日」とあるのは「休日等の事由により勤務をしていない時間を除いた時間」と、「勤務日等」とあるのは「勤務時間等」と、「している日」とあるのは「している時間」と、「受けている日」とあるのは「受けている時間」と、「していない日」とあるのは「していない時間」とする。</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第三条 農林漁業普及指導手当は、前条各号に掲げる職員であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外の者に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。この号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員に対する前号の規定の適用については、同号中「休日等を除いた日」とあるのは「休日等の事由により勤務をしていない時間を除いた時間」と、「勤務日等」とあるのは「勤務時間等」と、「している日」とあるのは「している時間」と、「受けている日」とあるのは「受けている時間」と、「していない日」とあるのは「していない時間」と</p>

<p>第五条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>(<u>条例附則第二十六項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額</u>)</p> <p>5) <u>条例附則第二十六項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員に対する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第二十六項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>する。</p> <p>第五条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号)附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号)附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 4 (略)</p>
--	---

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第八条 三重県人事委員会規則第七十一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 条例第二十一条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者であつて非常勤の職員(法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「<u>公立学校会計年度任用職員</u>」という。))その他の人事委員会の定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イヌヌ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公共団体の職員、三</p>	<p>第二条 条例第二十一条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者であつて非常勤の職員(法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。))で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「<u>公立学校会計年度任用職員</u>」という。))その他の人事委員会の定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イヌヌ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公共団体の職員、三</p>

<p>重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員のうち、人事委員会の定める者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの</p>	<p>重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員のうち、人事委員会の定める者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第十二条第一号に規定する退職派遣者となつたもの</p>
<p>第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。 (期末手当に係る在職期間)</p>	<p>第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。 (期末手当に係る在職期間)</p>
<p>第五条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>
<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p>
<p>一〜四 (略)</p>	<p>一〜四 (略)</p>
<p>五 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間</p>	<p>五 (略)</p>
<p>六 (略) (勤勉手当に係る勤務期間)</p>	<p>五 (略) (勤勉手当に係る勤務期間)</p>
<p>第十一条 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p>
<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。</p>
<p>一〜十一 (略)</p>	<p>一〜十一 (略)</p>
<p>十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間</p>	<p>十二 (略)</p>
<p>十三 (略) (勤勉手当の成績率)</p>	<p>十二 (略) (勤勉手当の成績率)</p>
<p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>
<p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の百九十</p>	<p>一 再任用職員以外の職員 百分の百九十</p>
<p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十</p>	<p>二 再任用職員 百分の九十</p>

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第九条 三重県人事委員会規則七一二七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 第三条第一号又は第二号に規定する職員及び第四条に規定する職員に支給する初任給調整手当の月額</p>	<p>第六条 第三条第一号又は第二号に規定する職員及び第四条に規定する職員に支給する初任給調整手当の月額</p>

は、職員の区分及び期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第三条第一号に規定する職員又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員で大学卒業の日から採用の日又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ  
れ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の  
処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）  
第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等  
に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第  
二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等  
への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成  
十二年法律第五十号）第十条第一項の任命権者の要請  
に応じて退職した場合における当該職員に対する別表  
第一の適用については、当該休職の期間（条例第二十  
六条第一項の規定により給与の全額を支給される休職  
の期間を除く。）又は当該派遣若しくは退職の期間は、  
同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の  
適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げら  
れていないこととなつた職員で特別の事情があると認  
められるものについて任命権者があらかじめ人事委員  
会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整  
手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、  
人事委員会が別に定めるところによる。

は、職員の区分及び期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第三条第一号に規定する職員又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員で大学卒業の日から採用の日又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ  
れ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の  
処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）  
第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等  
に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第  
二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等  
への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成  
十二年法律第五十号）第十条第一項の任命権者の要請  
に応じて退職した場合における当該職員に対する別表  
第一の適用については、当該休職の期間（条例第二十  
六条第一項の規定により給与の全額を支給される休職の  
期間を除く。）又は当該派遣若しくは退職の期間は、  
同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の  
適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられて  
いないこととなつた職員で特別の事情があると認めら  
れるものについて任命権者があらかじめ人事委員会  
の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手  
当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、  
人事委員会が別に定めるところによる。

附 則  
1～5 (略)  
(条例附則第十四項の規定の適用を受ける職員の本給期間及び支給額)  
6 条例附則第十四項の規定の適用を受ける職員に於ける第六條の規定の適用については、前分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。  
別表第一 (略)  
別表第二 (附則第六項関係)

職員の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員		第2条第2項に掲げる職員
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員	
1年未満	258,200円	216,000円	21,000円
1年以上2年未満	258,200	216,000	21,000
2年以上3年未満	258,200	216,000	21,000
3年以上4年未満	258,200	216,000	18,900
4年以上5年未満	258,200	216,000	16,800
5年以上6年未満	258,200	216,000	14,700
6年以上7年未満	258,200	216,000	12,600
7年以上8年未満	258,200	216,000	10,500
8年以上9年未満	258,200	216,000	8,400
9年以上10年未満	258,200	216,000	6,300
10年以上11年未満	258,200	216,000	4,200
11年以上12年未満	258,200	216,000	2,100
12年以上13年未満	258,200	216,000	
13年以上14年未満	258,200	216,000	
14年以上15年未満	258,200	216,000	
15年以上16年未満	258,200	216,000	
16年以上17年未満	255,400	213,700	
17年以上18年未満	252,600	211,400	
18年以上19年未満	249,800	209,100	
19年以上20年未満	247,000	206,800	
20年以上21年未満	244,200	204,500	
21年以上22年未満	232,300	194,800	
22年以上23年未満	220,300	185,000	
23年以上24年未満	208,600	175,600	
24年以上25年未満	196,800	165,800	
25年以上26年未満	184,900	156,200	
26年以上27年未満	170,400	143,900	

附 則  
1～5 (略)  
別表 (略)



27年以上28年未満	156,100	132,000	
28年以上29年未満	141,800	119,800	
29年以上30年未満	127,300	107,500	
30年以上31年未満	111,900	94,900	
31年以上32年未満	96,600	82,100	
32年以上33年未満	81,400	69,600	
33年以上34年未満	59,100	51,400	
34年以上35年未満	38,200	34,400	

備考 1 この表に掲げる金額は、期間の区分の欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。

2 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間を示す。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第十条 三重県人事委員会規則七一一八(住居手当に関する規則)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一一九(職員の単身赴任手当に関する規則)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万五千元を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一一九(職員の単身赴任手当に関する規則)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万五千元を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第十一条 三重県人事委員会規則七一一〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第十九条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第九項において同じ。)を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額</p>	<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第十九条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じ</p>

に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

(略)

3・4 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 条例第十九条の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(同条第三項及び附則第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ)並びに附則第十項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第十項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第十項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

1～6 (略)

(条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

7 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。

8 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員のうち

て得た額を超えるときは、当該額)とする。

(略)

3・4 (略)

第五条 (略)

2 (略)

3 条例第十九条の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

1～6 (略)

<p>わ) 第三条第三項各号及び第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当の月額、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</p>	
<p>(条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</p>	
<p>9) 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。</p>	
<p>10) 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第四項各号に掲げる職であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額、前項及び同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</p>	

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十二条 三重県人事委員会規則七一九九(職員の単身赴任手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定による採用(法第二十八條の二第一項の規定により退職した日(法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>

二〇八 (略) 二〇八 (略)

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第十三条 三重県人事委員会規則七十五〇(管理職員特別勤務手当に関する規則)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員)</p> <p>第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「条例」という。)第十七条の二第二項(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。))第六条第三項の規定により読み替え、適用する場合を含む。)の人事委員会規則で指定する職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則。以下「管理職手当規則」という。)別表第一に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員</p> <p>三 管理職手当規則別表第一に掲げる職を占める職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 前項第一号、<u>第四号</u>及び<u>第五号</u>に掲げる職員には、条例第十七条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 条例第十七条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前条第一項第一号に掲げる職員 一万二千元</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ホ (略)</p> <p>三 前条第一項第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一種及び三種 一万二千元</p> <p>ロ 三種、四種及び五種 九千元</p> <p>ハ 六種、七種及び八種 七千五百円</p> <p>ニ 九種、十種及び十一種 六千元</p> <p>ホ 十二種 五千円</p> <p>四 前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員)</p> <p>第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「条例」という。)第十七条の二第二項(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。))第六条第三項の規定により読み替え、適用する場合を含む。)の人事委員会規則で指定する職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則。以下「管理職手当規則」という。)別表第一に掲げる職を占める職員</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 前項第一号、<u>第三号</u>及び<u>第四号</u>に掲げる職員には、条例第十七条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 条例第十七条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前条第一号に掲げる職員 一万二千元</p> <p>二 前条第二号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ホ (略)</p> <p>三 前条第三号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p>

<p>イノ二 (略)</p> <p>五 前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>イノ二 (略)</p> <p>四 前条第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p>
<p>イノ二 (略)</p> <p>第三条 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>イノ二 (略)</p> <p>第三条 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職手当規則別表第一の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>一 第一条第一項第二号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一種及び二種 六千円</p> <p>ロ 三種、四種及び五種 五千円</p> <p>ハ 六種、七種及び八種 四千三百円</p> <p>ニ 九種、十種及び十一種 三千五百円</p> <p>ホ 十二種 三千円</p>	<p>イノ二 (略)</p> <p>一 一種及び二種 六千円</p> <p>二 三種、四種及び五種 五千円</p> <p>三 六種、七種及び八種 四千三百円</p> <p>四 九種、十種及び十一種 三千五百円</p> <p>五 十二種 三千円</p>
<p>二 第一条第一項第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一種及び二種 五千五百円</p> <p>ロ 三種、四種及び五種 四千五百円</p> <p>ハ 六種、七種及び八種 三千八百円</p> <p>ニ 九種、十種及び十一種 三千円</p> <p>ホ 十二種 二千五百円</p>	<p>イノ二 (略)</p> <p>二 条例第十七条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした第一条第二号に掲げる職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p>
<p>2 条例第十七条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした第一条第一項第二号に掲げる職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>附 則</p>	<p>2 条例第十七条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした第一条第二号に掲げる職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>附 則</p>
<p>1) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2) 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の適用については、当分の間、第二条第二項第二号及び第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。</p>	

(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第十四条 三重県人事委員会規則七十七(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十四条における定年前再任用短時間勤務職員の例による。ただし、勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十四条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p>

一〇三 (略)	一〇三 (略)
---------	---------

(職員相談に関する規則の一部改正)

第十五条 三重県人事委員会規則一〇三二(職員相談に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する職員相談)</p> <p>第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により職員相談(離職した職員にあつては、次に掲げる職員相談に限る。)を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定による採用に関する職員相談</p>	<p>(人事委員会に対する職員相談)</p> <p>第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により職員相談(離職した職員にあつては、次に掲げる職員相談に限る。)を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四又は第二十八條の五の規定に基づく採用に関する職員相談</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第十六条 三重県人事委員会規則一三二二(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条の三 条例第四条第三項の勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき二時間以上(条例第十条の祝日法による休日及び年未年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他人事委員会の定める日の勤務時間は、一日につき七時間四十五分(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては、当該職員の条例第四条第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間)とすること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第六条の二の二 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇)</p>	<p>第一条の三 条例第四条第三項の勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき二時間以上(条例第十条の祝日法による休日及び年未年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他人事委員会の定める日の勤務時間は、一日につき七時間四十五分(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては、当該職員の条例第四条第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間)とすること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第六条の二の二 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇)</p>

第八条 条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第八条の二 条例第十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において公立学校教職員等（条例第十三条第一項第三号の公立学校教職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 公立学校教職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三

第八条 条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第八条の二 条例第十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数。以下「基本日数」という。）

二 当該年において公立学校教職員等（条例第十三条第一項第三号の公立学校教職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 公立学校教職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次条第三項第二号において同じ。）、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第三

十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八條第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第八條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三條第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数  
(特別休暇)

第十一條 条例第十五條の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〜十二 (略)

十三 生後満一年九月に達しない子を保育する場合  
一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十四〜十七 (略)

十八 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月(任命権者が特に必要と認める場合にあつては十月)までの期間内における五日の範囲内の期間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間)

十九〜二十三 (略)  
(休暇の単位及び計算)

第十三條 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。

十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八條第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第八條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三條第一項第三号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において再任用職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数  
(特別休暇)

第十一條 条例第十五條の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〜十二 (略)

十三 生後満一年九月に達しない子を保育する場合  
一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十四〜十七 (略)

十八 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月(任命権者が特に必要と認める場合にあつては十月)までの期間内における五日の範囲内の期間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間)

十九〜二十三 (略)  
(休暇の単位及び計算)

第十三條 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。



2〜7 (略) 2〜7 (略)

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第十七条 三重県人事委員会規則一五〇(職員の退職管理に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)	(任命権者への再就職の届出を要しない場合)
第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 (略)	一 (略)
二 法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合	二 法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合
三 (略)	三 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中三重県職員退職手当支給条例施行規則第十二条の四第二号の改正規定は公布の日から施行し、令和四年七月一日から適用する。

(定義)

- この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。
  - 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)をいう。
  - 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
  - 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
  - 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
  - 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
  - 令和四年改正給与条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第二十九号)をいう。

(改正後の職員の給与の支給に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十五条の二(第二号に係る部分に限る。)及び第十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第二十九条第三項の規定を適用する。

(改正後の職員の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第六条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則第三条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則第三条第二項の規定を適用する。

(改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第七条の規定による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則第三条(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の職員

- の期末手当及び勤勉手当に関する規則第二条及び第四条の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定を適用する。  
(改正後の職員の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 10 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 一 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用（令和五年旧地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地公法第二十八条の三又は令和三年改正地公法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 二 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 11 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第十二条の規定による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 12 この規則の施行の日前に、第十二条の規定による改正前の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。  
(改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十三条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項及び第三条第一項の規定を適用する。  
(職員相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 14 令和十四年三月三十一日までの間における第十五条の規定による改正後の職員相談に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第二十一条の四第一項」とあるのは、「第二十一条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。  
(改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 15 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第八条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
- 16 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二の二第二項、第八条、第八条の二第一項及び第二項、第八条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）、第十一条（第十三号及び第十八号に係る部分に限る。）並びに第十三条第一項の規定を適用する。  
(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 17 管理職職員（職員の退職管理に関する条例（平成二十八年三重県条例第一号）第三条に規定する管理又は監

督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員をいう。次項において同じ。)であつた者が、令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項までの規定により職員として採用された場合においては、第十六条の規定による改正後の当該者に対する職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の適用については、「第二十二條の四第一項」とあるのは「第二十二條の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。

- 18 この規則の施行前に、管理職職員であつた者が、令和五年旧地公法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合においては、職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

- 19 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額(端数計算))

- 20 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項

(旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置)

- 21 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第四項に規定する期間中に旧地公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第二条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

(雑則)

- 22 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一(給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料に関する規則)をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十一(給与条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料に関する規則)

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。)附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第六条に規定する職をいう。

二 異動期間 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第二十六項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を

占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。

四 特定日 給与条例附則第二十四項に規定する特定日をいう。

五 降格 給与条例第七条に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第六条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない三重県人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)別表第六に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 給与条例第六条第三項及び第八条第一項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)第三条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第二十六項及び第二十八項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 給与条例附則第二十六項及び第二十八項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員

イ 異動日又は給与条例附則第二十八項に規定する任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

ニ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

一 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第三十項の規定による給料の支給)

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)

であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以

上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第三十項の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の

前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にこれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

一 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第三十一項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、

特定日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。
  - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
  - 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - 四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。
  - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれ

に進ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第三十一項の規定による給料の支給)

第九条 特例任用期間降格等職員(第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(職員から書面による同意を得て行うものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給与条例第七条に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格(職員から書面による同意を得て行うものを除く。)をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに進ずる職員

(人事交流等職員に対する給与条例附則第三十一項の規定による給料の支給)



第十条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第二十四項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第二十四項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第三十一項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十七条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

四 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 給与条例附則二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができ。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の定年等に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）

三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 定年制度（第三条―第七条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第八条―第十三条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十四条―第十八条）

第五章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定年退職 条例第二条の規定により退職することをいう。
- 二 勤務延長 条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- 三 勤務延長職員 条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

第二章 定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務期間延長の期限の延長の承認）

第三条 任命権者は、条例第四条第一項ただし書に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（第一号様式）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

2 任命権者は、条例第四条第二項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書（第二号様式）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第四条 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によつて得なければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第五条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体の職員又は三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号。以下「退職手当支給条例」という。）第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の六に規定する定年退職日をいう。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により人事委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

3 任命権者は、前項ただし書に規定する人事委員会の承認を得ようとする場合は勤務延長職員の異動承認申請書（第三号様式）を提出しなければならない。

（勤務延長等に係る人事異動通知書の交付）

第六条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 職員が定年退職をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- 六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に関する報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を勤務延長状況報告書(第四号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

### 第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第八条 条例第六条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める職は、別表に掲げる職及び人事異動その他人事管理上の必要により臨時的に置かれる職とする。

2 条例第六条第一項第四号に規定する人事委員会規則で定める職は、同項第一号又は前項に規定する別表に掲げる職に準ずるものとして人事委員会が認める職とする。

3 任命権者は、第一項に規定する別表に掲げる職の新設又は改廃があるときには、速やかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第九条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第十条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(第五号様式)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十一条 条例第十条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によつて得なければならない。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第十二条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

- 一 条例第九条各項の規定により異動期間を延長する場合
- 二 異動期間の期限を繰り上げる場合
- 三 条例第九条各項の規定により、異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となつた場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十三条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、異動期間延長報告書(第六号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第十四条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条及び第十四条第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則、法第十五条に定める任用の根本基準及び法第二十三条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十五条 任命権者は、定年前提任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前提任用をされることを希望する者（以下「定年前提任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前提任用希望者の定年前提任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前提任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前提任用を行う日
- 三 定年前提任用をされた場合の給与
- 四 定年前提任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前提任用を行う前の適切な時期に行うものとする。  
（定年前提任用の選考に用いる情報）

第十六条 条例第十三条及び第十四条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前提任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
  - 二 定年前提任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前提任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- （定年前提任用に係る人事異動通知書の交付）

第十七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 定年前提任用を行う場合
  - 二 任期の満了により定年前提任用短時間勤務職員（条例第十三条及び第十四条第一項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合
- （定年前提任用に関する報告）

第十八条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度における定年前提任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

#### 第五章 雑則

第十九条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管理監督職上限年齢制又は定年前提任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
（令和四年改正定年条例附則第二項の規定による勤務についての準用）
- 2 第三条、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号。以下「令和四年改正定年条例」という。）附則第二項の規定による勤務について準用する。  
（令和四年改正定年条例附則第三項の人事委員会規則で定める職及び職員）
- 3 令和四年改正定年条例附則第三項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和四年改正定年条例附則第三項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正定年条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。
  - 一 基準日以後に新たに設置された職
  - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 4 令和四年改正定年条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和

- 五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に達した年齢)に達している職員とする。
- 5 第五条第二項ただし書及び第三項の規定は、令和四年改正定年条例附則第三項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。
- (条例附則第十四項及び第十五項の年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 6 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第十四項及び第十五項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。
- 7 条例附則第十四項及び第十五項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号、第二号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。
- 一 法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
  - 二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
  - 三 職員の給与に関する条例(昭和三十九年三重県条例第六十七号)附則第二十四項から第三十四項までの規定又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)附則第十六項から第二十四項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
  - 四 退職手当支給条例附則第十四項から第十七項までの規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)附則第十三項から第十五項までの規定又は三重県人事委員会規則七―七(三重県職員退職手当支給条例施行規則)第三条の二の規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号)第二条の二の規定による当該職員が年齢六十年に達した日から条例第三条第一項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法附則第二十三項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 8 任命権者は、条例附則第十四項及び第十五項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 9 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
  - 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
  - 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
  - 四 その他任命権者が必要と認める事項
- 10 附則第七項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。
- 11 附則第九項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。
- (令和四年改正定年条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)
- 12 令和四年改正定年条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当地年齢(条例第十三条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第二条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日

の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和四年改正定年条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

14 令和四年改正定年条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第十二項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

別表（第8条関係）

適用する給料表	組織	職名
行政職給料表	知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	班長 地域機関の課長 主幹 課長補佐 副所長 副校長 教頭 副園長 三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第2項の表の上欄に規定する事務長 書記長補佐 危機管理統括監
	市町立学校	調整監
	警察	課長補佐 隊長補佐 工場長 科長 警察署の課長 警察署の主幹
	病院事業庁	班長 課長補佐 次長 県立病院の室長 県立病院の課長 センター長

	企業庁	課長補佐 班長 事業所の場長 副センター長
研究職給料表	知事部局	試験研究機関の課長 主幹研究員 主幹 分室長
	警察	科長
医療職給料表（二）	知事部局	地域機関の課長 主幹 副所長 支所長
	病院事業庁	室長
医療職給料表（三）	知事部局	地域機関の課長 主幹 看護師長
	病院事業庁	次長 看護師長 室長 主幹
高等学校等教育職給料表	県立学校	主幹教諭
中学校・小学校教育職給料表	市町立学校	主幹教諭 指導教諭



第1号様式（第3条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者 ㊦

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第3条第1項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について別紙のとおり申請します。

別紙

勤務延長予定職員の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級及び号給	職給料表号給	
定 年 年 齢	年	定年退職日	年 月 日
延長前の異動期間の末日	年 月 日		
異動期間の延長理由と根拠条項			
現在従事している職務の内容			
勤務延長を行おうとする理由と根拠条項			
申請する勤務延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			

第2号様式（第3条関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者 ㊦

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第3条第2項の規定に基づき、  
勤務延長の期限の延長について別紙のとおり申請します。

別紙

期限延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	級	職給料表 号給
定 年 年 齡	年	定年退職日	年 月 日
勤務延長の事由			
期 限	年 月 日		
現在従事してい る職務の内容			
期限延長を必要 とする理由			
期限延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			

第3号様式（第5条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者 ㊦

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第5条第3項の規定に基づき、  
勤務延長職員の異動の承認について別紙のとおり申請します。

別紙

異動予定職員の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級及び号給	職給料表号給 級 号給	
定 年 年 齢	年	定年退職日	年 月 日
勤務延長の事由			
期 限	年 月 日		
現在従事している職務の内容			
異動後の所属			
異動後の職名	異動後の職務の級及び号給	職給料表号給 級 号給	
異動後の職務内容			
異動を必要とする特別の事情			
異動予定年月日	年 月 日		
その他参考事項			

第4号様式（第7条関係）

勤務延長状況報告書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第7条の規定に基づき、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

氏 名 等	所 属	定 年 年 齢	職 務 内 容	勤 務 延 長 事 由
	職 名	定 年 退 職 日		
	職務の級・号給	勤 務 延 長 期 限		
		年		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		

第5号様式（第10条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者 ㊦

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第10条の規定に基づき、異動期間の期限の延長について別紙のとおり申請します。

別紙

期間延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	職給料表 級 号給	
異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
現に従事してい る職務の内容			
既に延長された 異 動 期 間 の 延 長 理 由 と 根 拠 条 項			
期 間 を さ ら に 延 長 し よ う と す る 理 由 と 根 拠 条 項			
申 請 す る 異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
その他参考事項			

第6号様式（第13条関係）

異動期間延長報告書

第 号  
年 月 日

三重県人事委員会委員長 様

任命権者

人事委員会規則9-0（職員の定年等に関する規則）第13条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

氏名等	所 属	異動期間 の 末 日	職務内容	延長された異動 期間の延長理由
	職 名			根 拠 条 項
	職務の級・号給	延長された異動 期間の 末 日		
年 月 日生 歳		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生 歳		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生 歳		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		

三重県人事委員会は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一六（職員の高齢者部分休業に関する規則）をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二二一六（職員の高齢者部分休業に関する規則）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（承認の申請手続）

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書により、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

3 高齢者部分休業の承認を受けた職員は、あらかじめ任命権者に申し出ることにより、当該承認に係る休業時間の一部を、任命権者が定める時間を単位として取り消すことができる。

（条例第三条第一項の人事委員会規則で定める手当）

第三条 条例第三条第一項の人事委員会規則で定める手当は、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）とする。

（退職手当の取扱い）

第四条 条例第四条の勤務しなかった期間の計算については、日を月に換算する場合は三十日をもって一月とし、時間を日に換算する場合は七時間四十五分をもって一日とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮の同意）

第五条 任命権者は、条例第五条の規定により、職員の同意を得る場合は、当該職員に高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮同意書を提出させるものとする。

（休業時間の延長の申出）

第六条 条例第六条の規定による休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業時間の延長申請書により、休業時間の延長を始めようとする日の一月前までに申請しなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第七条 第二条第一項の高齢者部分休業承認申請書、第五条の高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮同意書及び前条の高齢者部分休業時間の延長申請書の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則  
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）等の施行に伴い、公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年三  
重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号)の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 地公法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下一定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二條の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二條の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。</p>
<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第十三條の三 (略)</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「当該職の区分」という。)に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p>	<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第十三條の三 (略)</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「当該職の区分」という。)に応じ、別表第七の手当額欄に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p>
<p>3 第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第八の手当額欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p>
<p>4・5 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第十三條の四 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員(条例第二十二條の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。) 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第十三條の四 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。</p>



一 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

2 (略)

3 条例第二十二條の三第三項第二号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

一 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

4～6 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七條の三 条例第二十八條の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た数とする。

一 (略)

一 定年前再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三・四 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

第十九條 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 条例第十条の一

一 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。)第十九條の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1～7 (略)

(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員のくき手当等の支給)

8 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十一条の二第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「次に掲げる職員」とあるのは、「条例

2 (略)

3 条例第二十二條の三第三項第二号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

一 再任用短時間勤務職員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

4～6 (略)

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七條の三 条例第二十八條の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た数とする。

一 (略)

一 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三・四 (略)

(再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

第十九條 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 再任用短時間勤務職員 条例第十条の一第二項

一 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号。次号において「育児休業条例」という。)第十九條の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項、第十条の二第一項又は第十一条第二項

三 (略)

附 則

1～7 (略)

附則第十六項の適用を受ける職員であつて施行日の前日に当該職員以外の職員であつたもの及び次に掲げる職員」とする。

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額）

9 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額）

10 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の四第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額）

11 育児休業条例附則第十二項の規定により読み替えられた条例附則第十六項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける職員への通知）

12 条例附則第十六項又は第十七項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもつて通知書等の交付に代えることができる。

別表第九（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）
	（略）	（略）

備考（略）

別表第九の二（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額（第十三条の四第一項第二号）	手当額（第十三条の四第三項第二号）
	校長	六千円
教頭	五千円	二千五百円

別表第九（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額（第十三条の四第一項）	手当額（第十三条の四第三項）
	（略）	（略）

備考（略）

事務長	五千円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、六千円）	二千五百円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、三千円）
備考 別表第六の備考は、本表について適用する。		

（公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第二条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年<sup>三</sup>重県人事委員会規則<sup>二</sup>第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。</p>	<p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。</p>
<p>（降格の場合の号給）</p> <p>第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第八）の降格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</p>	<p>（降格の場合の号給）</p> <p>第二十三条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当と認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。</p>
	<p>4 教育職員を高等学校等教育職給料表又は中学校、小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級から降格させた場合における当該降格後の号給の給料月額に関しては、高等学校等教育職給料表の備考（一）及び中学校、小学校教育職給料表の備考（二）の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。</p>

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第8（第23条関係）降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級から)	特 2 級	3 級
1	21	25(53)	25	41
2	22	26(54)	26	42
3	23	27(55)	27	43

4	24	28(56)	28	44
5	25	29(57)	29	45
6	26	30(58)	30	46
7	27	31(59)	31	47
8	28	32(60)	32	48
9	29	33(61)	33	49
10	30	34(62)	34	50
11	31	35(63)	35	51
12	32	36(64)	36	52
13	33	37(65)	37	53
14	34	38(66)	38	54
15	35	39(67)	39	55
16	36	40(68)	40	56
17	37	41(69)	41	57
18	38	42(70)	42	58
19	39	43(71)	43	59
20	40	44(72)	44	60
21	41	45(73)	45	61
22	42	46(74)	46	62
23	43	47(75)	47	63
24	44	48(76)	48	64
25	45	49(77)	49	66
26	46	50(78)	50	68
27	47	51(79)	51	70
28	48	52(80)	52	72
29	50	53(81)	53	74
30	52	54(82)	54	76
31	54	55(83)	55	78
32	56	56(84)	56	80
33	58	57(85)	57	82
34	60	58(86)	58	84
35	62	59(87)	59	85
36	64	60(88)	60	85
37	66	61(89)	61	85
38	68	62(90)	62	85
39	70	63(91)	63	85
40	72	64(92)	64	85
41	73	65(93)	65	85
42	74	66(94)	66	85
43	75	67(95)	67	85
44	76	68(96)	68	85
45	78	69(97)	69	85
46	80	70(98)	70	
47	82	71(99)	71	
48	84	72(100)	72	

49	86	73(102)	73	
50	88	74(104)	74	
51	90	75(106)	75	
52	92	76(108)	76	
53	94	77(110)	77	
54	96	78(112)	78	
55	98	79(114)	79	
56	100	80(116)	80	
57	103	81(119)	81	
58	106	82(128)	82	
59	109	83(142)	83	
60	112	84(145)	84	
61	117	85(145)	86	
62	122	86(145)	88	
63	127	87(145)	90	
64	132	88(145)	92	
65	138	89(145)	93	
66	144	90(145)	94	
67	150	91(145)	95	
68	153	92(145)	96	
69	153	93(145)	99	
70	153	94(145)	102	
71	153	95(145)	105	
72	153	96(145)	108	
73	153	97(145)	111	
74	153	98(145)	114	
75	153	99(145)	117	
76	153	100(145)	117	
77	153	101(145)	117	
78	153	102(145)	117	
79	153	103(145)	117	
80	153	104(145)	117	
81	153	106(145)	117	
82	153	108(145)	117	
83	153	110(145)	117	
84	153	112(145)	117	
85	153	114(145)	117	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		

94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153	145		
107	153	145		
108	153	145		
109	153	145		
110	153	145		
111	153	145		
112	153	145		
113	153	145		
114	153	145		
115	153	145		
116	153	145		
117	153	145		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			

139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級から)	特 2 級	3 級
1	9	37(49)	9	57
2	10	38(50)	10	58
3	10	39(51)	11	59
4	11	40(52)	12	60
5	12	41(53)	13	61
6	13	42(54)	14	62
7	14	43(55)	15	63
8	15	44(56)	16	64
9	16	45(57)	17	65
10	17	46(58)	18	66
11	18	47(59)	19	67
12	19	48(60)	20	68
13	20	49(61)	21	69
14	21	50(62)	22	70
15	23	51(63)	23	71
16	24	52(64)	24	72
17	25	53(65)	25	73
18	26	54(66)	26	74
19	27	55(67)	27	75
20	28	56(68)	28	80
21	29	57(69)	29	85
22	30	58(70)	30	90
23	31	59(71)	31	96
24	32	60(72)	32	100
25	33	61(73)	33	101
26	34	62(74)	34	101
27	35	63(75)	35	101
28	36	64(76)	36	101
29	37	65(77)	37	101
30	38	66(78)	38	101
31	39	67(79)	39	101
32	40	68(80)	40	101
33	41	69(81)	41	101
34	42	70(82)	42	101
35	43	71(83)	43	101

36	44	72(84)	44	101
37	45	73(85)	45	101
38	46	74(86)	46	101
39	47	75(87)	47	101
40	48	76(88)	48	101
41	50	77(89)	49	101
42	52	78(90)	50	101
43	54	79(91)	51	101
44	56	80(92)	52	101
45	58	81(93)	53	101
46	60	82(94)	54	
47	62	83(95)	55	
48	64	84(96)	56	
49	66	85(97)	57	
50	68	86(98)	58	
51	70	87(99)	59	
52	72	88(100)	60	
53	73	89(101)	61	
54	74	90(102)	62	
55	75	91(103)	63	
56	76	92(104)	64	
57	78	93(105)	65	
58	80	94(106)	66	
59	82	95(107)	67	
60	84	96(108)	68	
61	87	97(110)	69	
62	90	98(112)	70	
63	93	99(114)	71	
64	96	100(116)	72	
65	101	101(117)	73	
66	106	102(118)	74	
67	111	103(119)	75	
68	116	104(120)	76	
69	119	105(122)	77	
70	122	106(124)	78	
71	125	107(126)	79	
72	125	108(128)	80	
73	125	109(130)	82	
74	125	110(150)	84	
75	125	111(155)	86	
76	125	112(157)	88	
77	125	114(157)	89	
78	125	116(157)	90	
79	125	118(157)	91	
80	125	120(157)	95	



81	125	121(157)	99	
82	125	122(157)	103	
83	125	123(157)	107	
84	125	124(157)	112	
85	125	125(157)	114	
86	125	126(157)	116	
87	125	127(157)	117	
88	125	128(157)	117	
89	125	130(157)	117	
90	125	134(157)	117	
91	125	138(157)	117	
92	125	142(157)	117	
93	125	146(157)	117	
94	125	150(157)	117	
95	125	153(157)	117	
96	125	156(157)	117	
97	125	157(157)	117	
98	125	157(157)	117	
99	125	157(157)	117	
100	125	157(157)	117	
101	125	157(157)	117	
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			

126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	33	17
2	22	18	34	18
3	23	19	35	19
4	24	20	36	20
5	25	21	37	21
6	26	22	38	22
7	27	23	39	23
8	28	24	40	24
9	29	25	41	25
10	30	26	42	26

11	31	27	43	27
12	32	28	44	28
13	33	29	45	29
14	34	30	46	30
15	35	31	47	31
16	36	32	48	32
17	37	33	49	33
18	38	34	50	34
19	39	35	51	35
20	40	36	52	36
21	41	37	54	37
22	42	38	56	38
23	43	39	58	39
24	44	40	60	40
25	45	41	61	41
26	46	42	62	42
27	47	43	63	43
28	48	44	64	44
29	50	45	66	45
30	52	46	68	46
31	54	47	70	47
32	56	48	72	48
33	57	49	76	50
34	58	50	80	52
35	59	51	84	54
36	60	52	88	56
37	62	53	94	59
38	64	54	101	62
39	66	55	108	65
40	68	56	113	69
41	70	57	113	73
42	72	58	113	77
43	74	59	113	81
44	76	60	113	85
45	78	61	113	85
46	80	62	113	85
47	82	63	113	85
48	84	64	113	85
49	85	65	113	85
50	85	66	113	85
51	85	67	113	85
52	85	68	113	85
53	85	70	113	85
54	85	72	113	85
55	85	74	113	85

56	85	76	113	85
57	85	78	113	85
58	85	80	113	85
59	85	82	113	85
60	85	84	113	85
61	85	91	113	85
62	85	98	113	85
63	85	105	113	85
64	85	105	113	85
65	85	105	113	85
66	85	105	113	
67	85	105	113	
68	85	105	113	
69	85	105	113	
70	85	105	113	
71	85	105	113	
72	85	105	113	
73	85	105	113	
74	85	105	113	
75	85	105	113	
76	85	105	113	
77	85	105	113	
78	85	105	113	
79	85	105	113	
80	85	105	113	
81	85	105	113	
82	85	105	113	
83	85	105	113	
84	85	105	113	
85	85	105	113	
86	85	105		
87	85	105		
88	85	105		
89	85	105		
90	85	105		
91	85	105		
92	85	105		
93	85	105		
94	85	105		
95	85	105		
96	85	105		
97	85	105		
98	85	105		
99	85	105		
100	85	105		

101	85	105		
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

ニ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33
26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37

30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	81	53	53	45	45
38	82	54	54	46	46
39	83	55	55	47	47
40	84	56	56	48	48
41	86	58	57	49	50
42	88	60	58	50	52
43	90	62	59	51	54
44	92	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93

75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				

120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

備考

- これらの表の降格後の号添欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 「2級(3級から)」欄の( )は、3級から2級への降格の場合に適用する。

(公立学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第十四号)<sup>三重県教育委員会規則</sup>の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和二十五年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第一号)<sup>三重県教育委員会規則</sup>の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第十六条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三重県条例第二十七号)第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>(支給単位期間)</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第十六条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>(支給単位期間)</p>



<p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>一 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二五 (略)</p>	<p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項第一号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二五 (略)</p>
---	---

(公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年<sup>三重県人事委員会規則</sup><sub>三重県教育委員会規則</sub>第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>ロ二 (略)</p> <p>二八 (略)</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定による採用(法第二十八條の二第一項の規定により退職した日(法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>ロ二 (略)</p> <p>二八 (略)</p>

(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第六条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup><sub>三重県教育委員会規則</sub>第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イゝへ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七條第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同條例第八條の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員若しくは国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二號)第二條第一項に規定する国立大学法人をいう。)の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する條例第十二條第一号に規定する退職派遣者となつたもの</p> <p>第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二條の規定を適用する場合には、基準日にもつとも近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員(法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する條例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イゝへ (略)</p> <p>三 その退職に引き続き他の地方公務員、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七條第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員及び同條例第八條の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員、国家公務員、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員若しくは国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二號)第二條第一項に規定する国立大学法人をいう。)の職員のうち、県委員会が人事委員会と協議して定める者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する條例第十二條第一号に規定する退職派遣者となつたもの</p> <p>第四条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二條の規定を適用する場合には、基準日にもつとも近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第五条 (略)</p>

<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間</p> <p>六 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第十一条 (略)</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第十一条 (略)</p>
<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間</p> <p>十三 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の百九十以内</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十以内</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において、除算される期間が一日未満の場合は切り捨てる。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の九十以内</p>

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第七条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和三十五年<sup>三重県人事委員会規則第十号</sup>の<sup>三重県教育委員会規則第十号</sup>の)一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三條第四項の規定により定</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で地公法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條第一項の規定に</p>

<p>められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額</p> <p>二五 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p>	<p>より採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(再任用職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額</p> <p>二五 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>(略)</p>
<p>1 (条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</p> <p>2 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。</p>	

別表第一再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄及び再任用職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第八条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二条の二 二十一年未満の期間勤務した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対しては、条例第三条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第四条の二 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 条例附則第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第四条の二 条例第五条の二第二項第二十一号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職</p>

<p>間</p> <p>三 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>四 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>五 条例附則第八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>六 条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間</p> <p>七 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p>	<p>期間</p> <p>三 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>四 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>五 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>六 条例附則第二十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間</p> <p>七 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p>
<p>第五条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 条例第七条第三項かつ二書(「第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。」の部分を除き、同条第五項の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失った日(準ずる日を含む。以下同じ。)から新たな身分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。</p>	<p>3 条例第七条第三項かつ二書(「第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。」の部分を除き、同条第五項、条例附則第二項、条例附則第七項および条例附則第八項の規定においてその例による場合および準用する場合を含む。以下同じ。)、条例附則第五項、条例附則第六項および条例附則第八項の規定により在職期間の通算を認められる者の身分を失った日(準ずる日を含む。以下同じ。)から新たな身分を得た日までの期間は、在職期間に含まない。</p>
<p>4 条例第七条第三項かつ二書に規定する他に就職には、身分を失った日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、やむを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。</p>	<p>4 条例第七条第三項かつ二書、条例附則第五項、条例附則第六項および条例附則第八項に規定する他に就職には、身分を失った日から新たな身分を得た日までの間において、再就職する意志があつたにもかかわらず、定数、歳出予算等の事情により早期に再就職することができなかつたことが立証され、止むを得ず一時的に他に就職した場合は、該当しないものとする。</p>
<p>5 条例第七条第三項かつ二書に規定する退職の日から就職の日までの期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。</p>	<p>5 条例第七条第三項かつ二書に規定する退職の日から就職の日までの期間(以下本項中「空白期間」という。)には、昭和二十八年七月三十一日以前における外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在学研究員等となるための空白期間、兵役に服するための空白期間等を含むものとし、当該空白期間について必要と認められる日数は、その者のそのための準備に要する日数、旅行日数その他の事情を勘案して教育長がその都度定めるものとする。</p>

<p>6 条例第七条第五項本文中のかっこ書の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続き職員となつた者については適用しない。</p>	<p>6 条例第七条第五項本文中のかっこ書（条例附則第二項および条例附則第七項においてその例による場合を含む。）の規定は、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において職員の在職期間の通算を認めないことについて定められたとき以前に当該地方公共団体における職員以外の地方公務員等から引き続き職員となつた者については適用しない。 （外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在外研究員等および外地官署所属職員の範囲等）</p>
<p>第六條から第七條まで 削除</p>	<p>第六條 条例附則第三項に規定する規則で定めるものおよび規則で定める期間については、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）附則第三項第一号および第二号に規定するところによる。</p>
	<p>2 条例附則第三項、条例附則第四項、条例附則第五項、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外国政府職員等、医療団職員、救護員、外国特殊機関職員、在外研究員等または外地官署所属職員の範囲、身分を失つた日その他必要な事項については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。</p>
	<p>3 在外指定学校職員、在外公館職員等としての在職期間のある者の当該在職期間については、条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第十項第五号に規定する外地官署所属職員の在職期間に準じて取り扱うものとする。</p>
	<p>4 条例附則第五項（条例附則第七項において準用する場合を含む。）、条例附則第八項および条例附則第九項の規定を適用する場合において、現に昭和二十年八月十五日に外地官署所属職員（前項に規定する者を含む。）であつた者で外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）（前項に規定する者にあつては、同様の規定）の規定によることなく退職した者については、当該規定に該当するものとして取り扱うものとする。 （教職不適格の解除の日等）</p>
	<p>第六條の二 条例附則第六項に規定するこれらに準ずる措置および法令の規定または特別の手續によりこれらの措置が解除された日については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。 （昭和二十八年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等の範囲）</p>
	<p>第六條の三 条例附則第七項に規定するもとの外地の地方公共団体またはこれに準ずるものに勤務していた公務員には、居留民団等における公務員を含むものとする。</p>
	<p>2 条例附則第七項に規定する規則で定める者は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）施行の日以前において公務員の任命権者が都道府県であつて給与支給義務者が市区町村であつた学校（幼稚園を含む）</p>

<p>第八条 条例第七条第五項ただし書に規定する退職手当に相当する給与については、国家公務員に対する給与の取り扱いに準ずる。</p>	<p>（外）に在職した公務員とする。 （外地官署所属職員等で特殊事情があると認められる場合）</p> <p>第七条 条例附則第八項に規定する特殊の事情があると認められる場合には、県委員会が定める期間については、引き続きその者に就職する意志があつたにもかかわらず、職員または職員以外の地方公務員等として就職することができなかつた理由がやむを得なかつたものと教育長が認め、その際教育長が定める期間とする。</p> <p>（退職手当に相当する給与）</p>
<p>第八条の二及び第九条 削除</p>	<p>第八条 条例第七条第五項ただし書（条例附則第二項、条例附則第七項および条例附則第八項においてその例による場合を含む。）および条例附則第七項に規定する退職手当に相当する給与ならびに条例附則第九項に規定する退職手当等の名称、額等については、国家公務員に対するそれらの取り扱いに準ずる。</p> <p>（特殊退職の場合の規則で定める退職等）</p>
<p>第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの</p> <p>三 （略）</p>	<p>第八条の二 条例附則第九項に規定する規則で定める日および条例附則第十項第六号に規定する規則で定める退職については、教育長がその都度定める。</p> <p>（未復員者等の範囲）</p> <p>第九条 条例附則第十三項に規定する未復員者等の範囲については、国家公務員退職手当法および同法に基づく命令に規定するところによる。</p> <p>第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの</p> <p>三 （略）</p>

（公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第九条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年 三重県人事委員会 三重県教育委員会 規則 第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における定年前再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当</p>	<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第七条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第十八条における再任用短時間勤務職員の例による。ただし、これらの手当に相当する報</p>

<p>する報酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>酬に係る勤務一時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条中公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第十一条の四第二号の改正規定は公布の日から施行し、令和四年七月一日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。
  - 二 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。
  - 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
  - 四 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
  - 五 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
  - 六 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
  - 七 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一条の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（以下「改正後の支給規則」という。）第八条第二項、第十三條の三第三項、第十七條の三（第二号に係る部分に限る。）並びに第十九條（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の支給規則第十三條の三第二項の適用については、同条同項中「別表第七」とあるのは、「別表第八」とする。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三條の四第一項及び第三項の規定を適用する。
- 6 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。）第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 7 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- 一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項
  - 二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項

(改正後の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

8 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する学校に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与条例第十六條の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして三重県人事委員会及び三重県教育委員



会が共同で定める規則で定める職員とする。

- 一 令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用（令和五年旧地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地公法第二十八条の三又は令和三年改正地公法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
  - 二 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項若しくは第二項、令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 9 令和三年改正地公法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第五条の規定による改正後の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 10 この規則の施行の日前に、第五条の規定による改正前の公立学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- （改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第二条及び第四条の規定を適用する。
- 12 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定を適用する。
- （改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第七条の規定による改正後の公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条の規定を適用する。この場合において暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に適用するときは、「当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは、「当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得

た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」ととする。

(旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置)

- 14 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第四項に規定する期間中に旧地公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第二条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

(雑則)

- 15 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男  
 三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県人事委員会規則  
 三重県教育委員会規則 第六号**

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十九号)第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十八項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第十六項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十五年<sup>三重県人事委員会規則 第二十一号</sup> 第二条第三号)に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第九条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第六に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 上限額 給与条例第九条第三項及び第九条の三の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第三条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第十八項の規則で定める職員)

第三条 給与条例附則第十八項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

ニ 異動日以後に三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

一 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給)

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)

であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

一 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、

「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

- イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 県委員会が人事委員会と協議して定める額
- 五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）

- 第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
  - 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- 四 降任等相当転任日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 四 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給

料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

- 一 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。
  - 一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
  - 一 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - 二 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行つたものを除く。）をした職員
  - 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - 五 仮定異動期間末日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料の支給）

第十条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十六項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則

第二十一項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、県委員会が人事委員会と協議して定める日以後、県委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。
  - 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十六条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
    - 一 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
    - 二 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
    - 四 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
    - 五 人事交流等職員となった日以後に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の支給に関し必要な事項は県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### 企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県企業庁長 山口 武 美

#### 三重県企業庁管理規程第二号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨）	（趣旨）
第一条 この管理規程は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企	第一条 この管理規程は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企



業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（第四条第二項及び第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（第四条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のものをいう。以下「職員」という。）の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理職手当）

第四条（略）

2 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（次項において「職の区分」という。）に応じ、別表第三の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に三重県企業庁職員服務規程第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同規程第五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第四の手当額欄に定める額に、三重県企業庁職員服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（退職手当）

業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第四条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（第四条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のものをいう。以下「職員」という。）の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理職手当）

第四条（略）

2 前項に規定する職を占める職員のうち法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次項において「再任用職員」という。）以外の職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（次項において「職の区分」という。）に応じ、別表第三の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に三重県企業庁職員服務規程第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同規程第五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第四の手当額欄に定める額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に三重県企業庁職員服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（退職手当）

第八条 条例第十七条第十二項の管理者が指定するものは、次の各号に掲げる者とし、それぞれ当該各号に掲げる金額の支給を受ける。

一〜四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項の公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 移転費の額に相当する金額

六 (略)

(補則)

第十条 この管理規程に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)、任期付職員採用条例、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三重県条例第二十七号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

1〜6 (略)

(条例附則第三項の規定の運用)

7 条例附則第三項に規定する管理者が指定する職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8 条例附則第三項に規定する管理者が定める額は、職員給与条例附則第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十項及び第三十一項の規定の例により算出した額とする。

(条例附則第三項の規定の適用を受ける職員への通知)

9 条例附則第三項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の

第八条 条例第十七条第十二項の管理者が指定するものは、次の各号に掲げる者とし、それぞれ当該各号に掲げる金額の支給を受ける。

一〜四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項の公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 移転費の額に相当する金額

六 (略)

(補則)

第十条 この管理規程に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)、任期付職員採用条例及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

1〜6 (略)

	交付に代えることができる。
	(条例附則第三項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)
10	条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中の「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は令和四年十月一日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

2 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)附則第三項に規定する管理者が指定する職員とみなす。

4 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第二条第一項の規定により準用する行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

5 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(次項において「新規規程」という。)第四条第二項の規定の適用については、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第四」とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、新規規程第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条及び第四条第三項の規定を適用する。

7 附則第四項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の額及び支給方法については、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける者の例による。

8 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第四項に規定する期間中に、この管理規程の施行前に地方公務員法の一部を改正する法律による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第二条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県企業庁長 山口 武 美

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(用語の定義)

第二条 (略)

一 職員 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条に規定する企業職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にあるもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。

二・三 (略)

(一週間の勤務時間)

第五条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、庁長が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第八条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、庁長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 庁長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休暇の単位及び計算)

第十四条 休暇の単位は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつ

(用語の定義)

第一条 (略)

一 職員 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条に規定する企業職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にあるもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。

二・三 (略)

(一週間の勤務時間)

第五条 (略)

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、庁長が定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第八条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、庁長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 庁長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休暇の単位及び計算)

第十四条 休暇の単位は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三

ては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。	十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。
2 (略)	2 (略)
第十六条之二 (略)	第十六条之二 (略)
(高齢者部分休業)	
第十六条の二の三 庁長は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、給与条例第十九条第二項の高齢者部分休業を承認することができる。	
2 前項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。	
3 前二項に定めるもののほか、高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三重県条例第二十七号)の適用を受ける職員の例による。	

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める職員をいう。)は、改正後の三重県企業庁職員服務規程(以下この項において「新規程」という。)第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条(第一号に係る部分に限る。)、新規程第五条第三項、第八条及び第十四条第一項の規定を適用する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当)	(管理職手当)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項に規定する職を占める病院事業職員のうち地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項により採用された病院事業職員(次項、第十四条及び第二十四條第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の病院事業職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用	3 第一項に規定する職を占める病院事業職員のうち地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された病院事業職員(次項及び第二十四條第二項において「再任用職員」という。)以外の病院事業職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用

される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「職の区分」という。)に応じ、別表第五の手当額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号。以下「服務規程」という。)第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(第十四条の二第三項において「算出率」という。)を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に服務規程第五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

4 第一項に規定する職を占める病院事業職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第六の手当額欄に定める額に、服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第十四条 病院事業給与条例第十五条第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の病院事業職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 一万二千円
- ロ 四種及び五種 一万円
- ハ 六種、七種及び八種 八千五百円
- ニ 十種及び十一種 七千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 一万一千円
- ロ 四種及び五種 九千円
- ハ 六種、七種及び八種 七千五百円
- ニ 十種及び十一種 六千円

される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分(次項において「職の区分」という。)に応じ、別表第五の手当額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号。以下「服務規程」という。)第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項及び第十四条の二第三項において「算出率」という。)を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に服務規程第五条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

4 第一項に規定する職を占める病院事業職員のうち再任用職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第六の手当額欄に定める額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(管理職員特別勤務手当)

第十四条 病院事業給与条例第十五条第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる別表第四の下欄の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

- 一 一種 一万二千円
- 二 四種及び五種 一万円
- 三 六種、七種及び八種 八千五百円
- 四 十種及び十一種 七千円

2 病院事業給与条例第十五条第二項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、特定任期付職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の病院事業職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 四種及び五種 五千円

ハ 六種、七種及び八種 四千三百円

ニ 十種及び十一種 三千五百円

二 定年前再任用短時間勤務職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 四種及び五種 四千五百円

ハ 六種、七種及び八種 三千八百円

ニ 十種及び十一種 三千円

3 (略)

(特殊勤務手当の支給)

第二十一条 (略)

2 月額手当の支給を受けている病院事業職員が、勤務時間の全日数にわたって次の各号に該当する場合には、当該月分の手当は支給しない。

一・二 (略)

三 休職、停職、専従休職、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号。以下「派遣条例」という。)第二条第一項の規定による派遣、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業及び地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業

四 (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額は、服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等に対する月額手当の額は、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額は、同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ当該月額手当の額に乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 病院事業給与条例第十五条第二項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる別表第四の下欄の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、特定任期付職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

一 一種 六千円

二 四種及び五種 五千円

三 六種、七種及び八種 四千三百円

四 十種及び十一種 三千五百円

3 (略)

(特殊勤務手当の支給)

第二十一条 (略)

2 月額手当の支給を受けている病院事業職員が、勤務時間の全日数にわたって次の各号に該当する場合には、当該月分の手当は支給しない。

一・二 (略)

三 休職、停職、専従休職、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号。以下「派遣条例」という。)第二条第一項の規定による派遣、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業及び地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業

四 (略)

3 (略)

4 再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額は、服務規程第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等に対する月額手当の額は、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額は、同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ当該月額手当の額に乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 月額手当の支給を受けている病院事業職員が、勤務時間の全日数にわたって次の各号に該当する場合には、当該月分の手当は支給しない。

一 三 (略)

四 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十

五 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、病院事業職員が服務規程第三十条の三に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、病院事業給与条例第二十二條第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の支給方法等)

第二十九条 この管理規程に定めるものを除くほか、病院事業職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し必要な事項は、職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)、任期付職員採用条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三重県条例第二十七号)の適用を受ける者の例による。

附 則

1 8 (略)

(病院事業給与条例附則第六項の規定の運用)

9 病院事業給与条例附則第六項に規定する管理者が指定する職員は、次に掲げる病院事業職員とする。

一 臨時病院事業職員その他の法律により任期を定めて任用される病院事業職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十九号)第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条第六条各号に掲げる職を占める病院事業職員

三 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する病院事業職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している病院事業職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた病院事業職員を除く。)

10 病院事業給与条例附則第六項に規定する管理者が定める額は、職員給与条例附則第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十項及び第三十一項の規定の例

2 月額手当の支給を受けている病院事業職員が、勤務時間の全日数にわたって次の各号に該当する場合には、当該月分の手当は支給しない。

一 三 (略)

四 再任用職員 百分の九十

五 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十六条 (略)

2 (略)

(給与の支給方法等)

第二十九条 この管理規程に定めるものを除くほか、病院事業職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し必要な事項は、職員給与条例、三重県職員退職手当支給条例、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)及び任期付職員採用条例の適用を受ける者の例による。

附 則

1 8 (略)



<p>により算出した額とする。                  (病院事業給与条例附則第六項の規定の適用を受ける病院事業職員への通知)</p>	
<p>11 病院事業給与条例附則第六項の規定の適用により給料月額が異動することとなった病院事業職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。                  (病院事業給与条例附則第六項の規定の適用を受ける病院事業職員の管理職手当の支給額)</p>	
<p>12 病院事業給与条例附則第六項の規定の適用を受ける病院事業職員に対する第十三条の規定の適用については、当分の間、同条第三項中の「一定める額」とあるのは、「一定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。                  (病院事業給与条例附則第六項の規定の適用を受ける病院事業職員の管理職員特別勤務手当の支給額)</p>	
<p>13 病院事業給与条例附則第六項の規定の適用を受ける病院事業職員に対する第十四条第一項及び同条第二項の適用については、当分の間、第十四条第一項第一号及び同条第二項第一号中「一定める額」とあるのは、「一定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された病院事業職員をいう。

2 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している病院事業職員は、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)附則第六項に規定する管理若者が指定する職員とみなす。

4 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された病院事業職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(以下この項において「規程」という。)第三条第一項の規定により準用する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、規程第四条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

5 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(次項及び附則第七項において「新規程」という。)第十三条第三項の規定

- の適用については、同項中「別表第五」とあるのは、「別表第六」とする。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第十四条及び第二十四条第二項の規定を適用する。
  - 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第十三条第四項及び第二十一条第四項の規定を適用する。
  - 8 附則第四項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に關し必要な事項は、職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者の例による。
  - 9 地方公務員災害補償法（昭和三十二年法律第二百一十一号）第二条第四項に規定する期間中に、この管理規程の施行前に地方公務員法の一部を改正する法律による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された病院事業職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第二条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年八月十六日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この管理規程中、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 病院事業職員 三重県病院事業庁に勤務する職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)を除く。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間二十分から三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この管理規程中、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 病院事業職員 三重県病院事業庁に勤務する職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)を除く。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間二十分から三十一時間までの範囲内で、事業庁長が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>

第六条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、事業庁長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 事業庁長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第七条 （略）

2 事業庁長は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十五時間三十分を超えないようにして、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けなければならない。

3 事業庁長は、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である病院事業職員については、前項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるようにして、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。ただし、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

一～三 （略）

（特別休暇）

第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当

第六条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、事業庁長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 事業庁長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第七条 （略）

2 事業庁長は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十五時間三十分を超えないようにして、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けなければならない。

3 事業庁長は、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である病院事業職員については、前項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるようにして、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。ただし、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

一～三 （略）

（特別休暇）

第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当

該各号に掲げる期間とする。

一〇十二 (略)

十三 生後満一年九月に達しない子を保育する場合  
一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職  
員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時  
間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期  
間)

十四〇十七 (略)

十八 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持  
及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないこ  
とが相当であると認められる場合 一の年の六月  
から九月(事業庁長が特に必要と認める場合にあつ  
ては十月)までの期間内における五日の範囲内の期  
間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤  
務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ご  
との勤務日の日数が同一である職員にあつては当  
該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の  
期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員  
にあつては三日の範囲内の期間)

十九〇二十三 (略)

(休暇の単位及び計算)

第二十六条 休暇の単位は、年次有給休暇、病氣休暇、  
特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある  
場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務  
職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時  
間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間  
にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時  
間とする。ただし、年次有給休暇について、事業庁長  
は、交替制職員が変則ニ交替制勤務(正規の勤務時間  
の勤務の全部が深夜において行われる一勤務十五時  
間三十分勤務をいう。)に従事した場合には、二日を  
単位として与えるものとする。

2 (略)

(高齢者部分休業)

第三十条之三 事業庁長は、病院事業職員が申請した場  
合において、公務の運営に支障がないと認めるとき  
は、高齢者部分休業(病院事業庁企業職員の給与の種  
類及び基準に関する条例第二十二條第二項に規定す  
る高齢者部分休業をいう。次項において同じ。)を承  
認することができる。

2

前項に定めるもののほか、高齢者部分休業について  
は、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年三  
重県条例第二十七号)の適用を受ける職員の例によ  
る。

(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)

該各号に掲げる期間とする。

一〇十二 (略)

十三 生後満一年九月に達しない子を保育する場合  
一日二回各四十五分以内の期間(育児短時間勤務職  
員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務  
職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十四〇十七 (略)

十八 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持  
及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないこ  
とが相当であると認められる場合 一の年の六月  
から九月(事業庁長が特に必要と認める場合にあつ  
ては十月)までの期間内における五日の範囲内の期  
間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員  
及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤  
務日の日数が同一である職員にあつては当該職員  
の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一  
週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつ  
ては三日の範囲内の期間)

十九〇二十三 (略)

(休暇の単位及び計算)

第二十六条 休暇の単位は、年次有給休暇、病氣休暇、  
特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある  
場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務  
職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務  
職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつ  
ては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とす  
る。ただし、年次有給休暇について、事業庁長は、交  
替制職員が変則ニ交替制勤務(正規の勤務時間の勤務  
の全部が深夜において行われる一勤務十五時間三十  
分勤務をいう。)に従事した場合には、二日を単位と  
して与えるものとする。

2 (略)

(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)

<p>第三十一条 臨時又は非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、事業庁長が別に定める。</p>	<p>第三十一条 臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、事業庁長が別に定める。</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された病院事業職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める病院事業職員をいう。）は、改正後の三重県病院事業庁職員服務規程（以下この項において「新規程」という。）第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条（第一号に係る部分に限る。）、新規程第五条第三項、第六条、第七条第二項及び第三項、第二十三条（第十三号及び第十八号に係る部分に限る。）、第二十六条第一項並びに第三十一条の規定を適用する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---